

国際教養大学学生の表彰に関する規程

平成 16 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学学則第 5 6 条の規定による学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第 2 条 学生の表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行うものとする。

- (1) 学業又は研究で優れた成績を修めたもの
- (2) 体育活動又は文化活動で顕著な成果をあげたもの
- (3) 社会活動で優れた評価を受け、本学の名誉を著しく高めたと認められるもの
- (4) その他前 3 号と同等又はこれら以上の表彰に値する行為等があったと認められるもの

(被表彰候補者の決定)

第 3 条 前条各号のいずれかの基準を満たし、表彰の必要があると認められるものがあるときは、教職員は当該基準を満たすことを明らかにする書類を添えて、学長に対してその推薦をするものとする。

2 学長は、前項の規定により推薦があったときは、当該推薦に係るものの表彰を決定するものとする。

(表彰の方法)

第 4 条 学生の表彰は、表彰状を授与して行う。

- 2 前項の表彰状には、副賞を添えることができる。
- 3 被表彰者の氏名及び表彰理由は、学内掲示等により公表する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。